

PFOSを含む泡消火剤の取り扱いについて (1/2)



PFOS〔ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)〕は、その撥油性から消火薬剤等に使用されてきました。しかし、平成21年5月にPOPs条約による規制対象物質に指定されるとともに、国内でも平成22年10月に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、化審法)が改正され、PFOS含有の消火器、泡消火薬剤、消火器用消火薬剤の取り扱い事業者にいくつかの義務が課されるようになりました。

1) 対象となる消火器等について

規制の対象となるものは、消火器、泡消火薬剤、消火器用消火薬剤です。なお、PFOSを含有する消火器等の型式番号は、以下のURLにて情報が公開されています。

○ 社団法人 日本消火器工業会 HP

<http://www.jfema.or.jp/topics/topics4.html>

○ 社団法人 日本消火装置工業会HP

・ PFOS含有泡消火薬剤混合啓蒙パンフレット

http://www3.ocn.ne.jp/~shou-sou/publi_pdf/pfos_awa_kongou.pdf

・ PFOS含有泡消火薬剤の取扱いマニュアル

http://www3.ocn.ne.jp/~shou-sou/publi_pdf/pfos_awa_toriatsukai.pdf

2) PFOS取扱基準の適合義務者*の具体例

○ 消防機関

○ 消火器・泡消火設備の点検事業者

○ その他、実態上、泡消火設備等の消火設備を設置し、訓練、点検、消火活動を行っている等消防機関と同等の業務を行っているものとみなすことができる者

* PFOSを含有する消火器、泡消火薬剤等の取り扱い事業者が取扱基準の適合義務者となります。

3) PFOSを含む消火器や泡消火薬剤を取り扱う際の義務

【1】消火器用消火薬剤、泡消火薬剤と、【2】消火器、既に消火薬剤等が充てんされた消防用設備等(消防法上、検定・点検義務のあるもの)とで取り扱いが異なります。

【1】消火器用消火薬剤、 泡消火薬剤	(1) 保管(技術基準第2条、第3条、第5条、第7条) (2) 移替え(技術基準第4条) (3) 譲渡・提供(法第17条の2第2項、表示告示) (4) 漏出(技術基準第6条) (5) 点検・訓練時の放出(技術基準第8条)
【2】消火器、消火薬剤 (消火設備に充てん済み)	(3) 譲渡・提供(法第17条の2第2項、表示告示) (4) 漏出(技術基準第6条) (5) 点検・訓練時の放出(技術基準第8条)

技術基準等に従った取り扱いであれば、化審法上の問題はありますが、PFOSの環境排出抑制のため、経済産業省は早期の代替品への切り替えを推奨しています。

なお、火災等の災害時における泡消火薬剤等の使用については化審法上、特段の技術基準が設けられておらず、技術基準の対象外となります。

PFOSを含む泡消火剤の取り扱いについて (2/2)



PFOSの取扱基準の適合義務者が適合すべき基準には、以下の事項があります。

(1) 保管

① 保管方法 (技術基準第2条)

泡消火薬剤等は、ポリタンクのような浸透しにくい材料を用いた密閉式の堅固な容器で保管する。容器は、屋内で床がコンクリートや合成樹脂等の場所に保管する。

② 保管の際の表示 (技術基準第3条)

泡消火薬剤等を入れた容器を保管するときは、容器と保管場所の見やすいところに、当該容器及び当該場所に泡消火薬剤を保管している旨の表示を行う。

③ 定期点検を行うこと。(技術基準第5条)

④ 保管数量を把握すること。(技術基準第7条)

(2) 移替え (技術基準第4条)

移替えの際には、泡消火薬剤の飛散・流出に備えて以下の措置を講じる。

- ・ 移替えはポンプで行う。
- ・ 受皿を設け、また、飛散・流出に備え布などを準備する。
- ・ 床がコンクリートや合成樹脂等の場所で行う。
- ・ 移替えで使用したポンプや空になった容器は、水で洗浄するか布で拭き取る。洗浄・清掃に用いた水・布等は廃棄処分するまで容器に入れ密閉して保管する。

(3) 譲渡・提供 (法第17条の2第2項、表示告示)

他者への譲渡・提供にあたっては、容器、包装、送り状等に、表示告示で定められた事項について表示する (表示すべき事項: PFOS が含有されていること、PFOS の含有率、注意事項、表示者の連絡先)。

(4) 漏出 (技術基準第6条)

消火器の保管時や泡消火薬剤の移替えの際に泡消火薬剤が漏出した場合には、次の対応等を行う必要がある。

- ・ 漏出拡大を防止するため速やかに応急措置を行う。
- ・ 可能な限り漏出した泡消火薬剤等を回収する。
- ・ 回収した泡消火薬剤や使用した布は、廃棄処分するまで容器に入れ密閉して保管する。

(5) 点検・訓練時の放出 (技術基準第8条)

消火器を訓練・点検において使用する場合、放出した泡消火薬剤等を布で拭き取る等、回収作業を行う。回収の際に使用した布などは、廃棄処分するまで容器に入れ密閉して保管する。

なお、火災等の緊急時において消火器等を使用する場合は、化審法における取り扱い上の技術基準の対象になっていません。

当社ではPFOS含有率の分析を行っております。詳しくは、当社 **研究開発部 田沼、長谷川(知)** (フリーダイヤル0120-01-2590 内線224、330) までお気軽にお問い合わせ下さい。